

令和4年

熊野町農業委員会
議事録

第1回

熊野町農業委員会

令和4年第1回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和4年1月20日（木）午前9時
2. 開催場所 役場3階 302・303会議室
3. 出席委員（6人）

委員	1番	庄賀	深雪
委員	3番	菅尾	寛治
委員	5番	立花	宏保
委員	7番	橋川	勝則
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員	2番	福垣内	信行
委員	4番	井尻	隆雄
委員	6番	木原	哲男
委員	8番	空田	忠

5. 農地利用最適化推進委員

委員	世良	次生
委員	世良	正喜
委員	佛圓	治徳

6. 議事録署名委員（2人）

委員	9番	原	恭博
委員	1番	庄賀	深雪

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堀野	准
課長補佐	諏訪本	壮太
書記	竹内	浩喜

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対応するための熊野町農業委員会の運営方法に則り、会長、職務代理者、事務局の3者協議の結果、参集者を減らしての開催とした。

会議の概要

会長	本日は令和4年第1回目の委員会となります。昨年に引き続きよろしくお願いします。 はじめに、事前にご案内させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染防止対策と致しまして、参集委員を減らして開催しております。 また、今回欠席委員の方々には、事前に議案に対する意見書の提出を依頼しております。欠席委員の意見があった場合は、議案ごと議場で審議を進める中で参考意見として事務局より紹介していただきます。本日の議事運営も速やかに進行していただきたいと思いますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。
議長	ただいまの出席委員は6名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和4年第1回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。 9番 原委員、1番 庄賀委員を指名します。 それでは、議事日程に従って審議に入ります。 事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第1号の農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、平谷地区にある〇〇〇〇〇から北西に位置する田2筆でございます。現況は休耕中で、転用の目的としましては、新築住宅の建築でございます。 この度、申請者の娘家族の平屋住宅を建築するとのことです。今回申請地2筆の合計面積は500㎡以上となっており、個人の住宅としては比較的規模の大きいものとなっておりますが、1筆が横長の土地のため今回計画している平屋が1筆では建築できないため、2筆の転用となっております。

	申請地の現況については、土地の境に１メートル程度の高低差があり、段差のある田となっております。被害防除措置計画書によると、この度盛土を約１メートル行うことと、平谷〇丁目〇〇ー〇北側に擁壁を設けるとのことです。他法令である開発許可についても現在申請中であります。 その他申請書に添付されている書類に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。また、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良次生委員、お願いします。
世良次生委員	１月１４日に事務局と現地の確認を行いました。 申請地の南側に土地所有者である申請人、〇〇〇〇〇氏のご自宅がございます。この度は娘家族の住宅を建てられるということで、申請者にとっては、自宅付近に娘家族が転居してくるということで条件としては良いと思われます。 現在、申請地２筆の間に、段差があり、住宅建築の際には盛り土を行うそうです。申請書に添付してあった計画図を拝見しましたが、入り口付近に駐車場としての利用を見込むということで、進入路自体は狭小ですが、駐車場スペースを十分に確保しているため車の出入りも可能と思われます。その他申請書に不備はなく、許可相当であると思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について欠席委員の方々からの意見はありませんでしたか。
事務局	欠席委員からの意見は特にありませんでした。以上です。
議長	それでは、当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」、ご異議はあ

	りませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第１、議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第２、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第２号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、新宮地区、〇〇〇〇〇から川を挟んで南側に位置する登記地目、田１筆でございます。現況は休耕状態の土地で、転用目的としましては、太陽光発電設備の設置となっております。 譲り渡し人は、当該地について長年耕作を行っておらず、今後も手入れ等の作業を行うことが困難なため太陽光事業者に売買を行うとのことです。被害防除措置計画書によると、土地の造成及び整地等を行わず、草刈程度のみを行い現状のまま太陽光パネルを設置するとのことです。 その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	事務局と１月１４日に現地調査を行いました。現況については先程事務局が説明を行ったとおりの状況です。 私が現地調査をして感じたことは、隣接している田と高低差がなく平坦になっており、取水関係で何か問題が起こるかと思いましたが、隣接している町道側に水路がありまして、そこから取水する仕組みになっておりました。コンクリートでできた水路のため、取水関係については、何ら問題

	は起きないと思われます。 現況は、長い間耕作が行われていないようで、雑草が生い茂っているようでしたが、灌木のような大きなものは一切ありません。生えている雑草は、夏は繁茂しているが、秋ごろから枯れるススキが主で、いわゆる一年生の雑草であり、開発の妨げになるようなこともないと思われます。 埋め立て等の造成工事も行わないということで、日当たりもよい場所であり太陽光パネルを設置するにあたっては、適した場所だと思われます。 また、申請地の北側には熊野川があり、川の堤防に隣接しております。過去の豪雨災害のときには近隣地が水害に遭っていますが、申請地については堤防と水流の向きからして被害もないと思われ、太陽光パネルを設置することについては問題がないと思われます。 周囲への影響につきましても、付近には家がありませんので住宅等への影響も問題ないです。 申請地地区は農業が盛んな地域ではございますが、今のご時世農業ができない方もたくさんいらっしゃるということなので、太陽光パネルを設置することで土地の保全・維持管理もでき、環境の悪化を防げるという点ではむしろよいことだと考えます。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について欠席委員の方々からの意見はありませんでしたか。
事務局	欠席委員からの意見は特にありませんでした。以上です。
議長	それでは、当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第２、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。

	続いて、日程第 3、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、初神地区、〇〇〇〇〇から東側に位置する登記地目、田 8 筆でございます。議案 16 ページの地図をご覧ください。転用箇所が道を挟んで大きく 2 か所になっておりますが、道の西側は作物の収穫を終えた状態で、道の東側は耕作中の畑がございました。転用目的としましては、太陽光発電設備設置となっております。 申請書によると譲り渡し人は、農業の経験がなく、今後維持管理及び農業を行っていくことは困難であるため、日当たりが良く、周囲に障害物がない太陽光発電に最適な当該地を太陽光発電事業者に売買にて譲り渡すとのことです。 造成工事を行わず、現状畦がある部分を平らに整地し太陽光発電設備を設置するとのことです。その他、今回申請地に隣接する水路がありますが、今後公用廃止の手続きを行う予定で、熊野町建設課と申請者間で協議を進めていくとのことです。その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。 また、今回申請土地の合計面積が 4, 878 m²あり、3, 000 m²を超えるため、熊野町農業委員会で審議後に広島県農業会議に諮問を行い、問題がなければ許可となります。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本件につきましては、1 月 14 日に現地調査を行いました。 申請地は、初神地区の〇〇〇〇〇付近で、かなり奥地にあります。ここは昔、町が〇〇〇〇〇を造っておりまして、〇〇〇〇〇付近に申請地があ

	るのですが、住宅が1軒しかなく、その1軒につきましても申請地より2メートルほど高いところに位置しておりまして、住宅への影響はないと考えられるため太陽光パネル設置にあたり問題はないと思われます。申請地周辺は耕作放棄地も多く見受けられますが、申請地については、今年まで耕作をされていたようで、雑草も一切生えておりません。 一つ気になる点としまして、トラクターや耕運機が通るために150センチほどの昔の言い方で言う牛道があるのですが、そこが他の土地所有者のアクセスについて将来的に揉め事の原因にならないかは気になります。田舎の場合でしたら、隣接する土地所有者であれば「通りんさいや」と通してくれると思うのですが、太陽光事業者のような会社や組織ですと、昔の習慣みたいなものは通じないので、そういった点を太陽光事業者が工事を行う際に、問題が無いように調整されていれば隣接する農地所有者も問題はないと思われます。 その他の要件については、事務局が説明したとおり、手続きや書類上問題ないと思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について欠席委員の方々からの意見はありませんでしたか。
事務局	欠席委員からの意見は特にありませんでした。以上です。
議長	それでは、当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第3、議案第3号「農地法5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第4、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に

	ついて」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第４号の農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、新宮地区にある〇〇〇〇〇から北側に位置する登記地目、田１筆でございます。現況は休耕状態の土地でございました。転用目的としましては、分家住宅の建築となっております。 本案件につきましては、令和３年１１月２２日開催、第９回農業委員会、議案第３９号、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について審議を諮ったものに関連しております。 １１月に審議を諮った際は、広島県との事前調整協議を済ませ、農業委員会と安芸農業協同組合に対し意見照会を行った段階でした。その後、異議なしとの回答を受け、熊野農業振興地域整備計画について縦覧・公告及び異議申し立て期間を経て、令和４年１月１１日に広島県知事との本協議において異議なしとの回答がありました。そして、当申請地については、令和４年１月１２日に農振農用地区域から除外変更しております。この度転用申請の提出があり、審議を諮るものです。 現在、他法令の都市計画法について都市整備課と申請者との間で協議中です。この度の審議において承認された場合は、他法令と同日許可を行うため都市整備課と調整して都市計画法の許可日と合わせて農地法第５条の許可証を交付します。その他申請書及び添付書類に不備は無く、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	本案件についても１月１４日に事務局と現地調査を行いました。 私が現地調査を行った際、隣接する町道がありまして町道を挟んだ反対側には住宅が５、６軒ありまして、安全性については何ら問題ないと思われました。農業面で考えると、申請地の北側に田があります。その田に入る

	水路がどうなるか気になりましたが、町道に沿って一本の長いコンクリートでできた水路があり、申請地北側の田にも水路がつながっていることを確認しましたので、水が入らなくなるといったことは起きないと思いました。 したがって、農業面においても周囲に影響を及ぼすようなことは無いと考えるため許可相当であると判断します。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について欠席委員の方々からの意見はありませんでしたか。
事務局	欠席委員からの意見は特にありませんでした。以上です。
議長	それでは、当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第4、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第5、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第5号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、初神地区に昨年新設されました〇〇〇〇〇の隣接地にある田3筆となります。転用目的としましては、駐車場となっております。本案件につきましても令和3年11月22日開催、第9回農業委員会、議案第40号、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について審議を諮ったものに関連しております。

	この度、令和４年１月１２日に農振農用地区域から除外となったため、転用申請がありました。 事業拡大のため、大型バスを１７台駐車する予定となっており、この度の審議において承認された場合、農地法第５条許可証交付後速やかに着工し、２月には駐車場として利用するとのことです。 前回説明時から変更もなく、提出された転用申請書等の書類も不備がないため、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 佛圓委員、お願いします。
佛圓委員	申請地は〇〇〇〇〇の隣接地であり、付近には〇〇〇〇〇の駐車場があります。また、申請地付近の南北に整備された町道があります。その町道に沿うように水路がありますが、これも整備されており水害の心配もないと思います。それから、付近に家がないため周辺の影響というのも問題ないと思います。 〇〇〇〇〇の駐車場ですが、県道を挟んだ先に〇〇〇〇〇がありまして、その隣接地に現在大型バスを駐車しているようですが、車の出入りが非常に危険だと感じていました。この度の転用で、駐車場が集約されるになれば交通面でも安全になると思われ、今回の申請については何ら問題がないと判断しております。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について欠席委員の方々からの意見はありませんでしたか。
事務局	欠席委員からの意見は特にありませんでした。以上です。
議長	それでは、当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。

議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、日程第 6、議案第 6 号「事業計画変更承認について」及び日程第 7、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」及び日程第 8、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第 6、議案第 6 号「事業計画変更承認について」及び日程第 7、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」及び日程第 8、議案第 8 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、一括議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号の事業計画変更承認について及び、議案第 7 号、8 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。 本案件につきましても令和 3 年 1 1 月 2 2 日開催、第 9 回農業委員会、議案第 4 1 号、4 2 号、熊野農業振興地域整備計画の一部変更について審議を諮ったものに関連しております。令和 4 年 1 月 1 2 日に農振農用地区域から除外変更されております。 この度、転用申請と併せて事業計画変更承認申請書の提出がありましたので説明を行います。 まず、事業計画変更承認につきましては、令和 2 年 8 月 2 0 日付の農業委員会で審議し、承認を得た萩原〇丁目〇〇〇〇〇番〇他 4 筆の転用計画の変更でございます。転用目的は太陽光発電設備設置でありました。 今回事業計画変更の理由として 3 つあります。一つ目は、当初申請者である〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇に事業継承が行われたこと。2 つ目は、太陽光パネル設置枚数がパネル性能の向上に伴う出力の向上と、当初設定を受けたパネルはすでに流通されていないことから、1, 8 3 6 枚から 1、

	３８０枚に減少したこと。最後に３つ目は当初計画の用地では、平面上の設置を想定しており、実際測量を行った結果、傾斜、高低差により計画実行不可能となったためパネル枚数は減り必要面積が少なくなるのが当たり前のところですが、それだけでは賄いきれないことが判明したため、新たに６筆土地を取得し、用地拡大を行うためでございます。 太陽光パネル設置枚数は、２０２０年年１月７日に経済産業省に認定された当時の１、８３６枚から２０２１年５月１４日時点で１、３８０枚に変更したことを経済産業省から変更承認を受けています。提出書類としては、広島県のガイドラインが示す基準を満たしており、事業計画変更については問題ないと思われます。 そして、このたび新しい事業者である〇〇〇〇〇が新たに取得することとなった６筆に関しては、農地であるため、５条許可申請を同時に提出しており許可承認を得ることとなっております。譲り渡し人である〇〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇氏は両者とも現在休耕中であり今後耕作を行う見込みはないとのことです。被害防除措置計画書によると、土地の造成等を行わず、現状の土地利用で設置するとのことです。添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。 以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。 世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	本案件は、事務局から説明があったとおり令和３年１１月開催農業委員会、議案第４１号、４２号に関連するものとなっております。 申請地は標高が高いところに位置し、日当たりのよい場所で太陽光を行うとなれば適した場所であると思われます。申請地の周辺は耕作放棄したような状態の土地が点在しており、農地として利用している土地は数筆程度でした。 譲り渡し人によると、数年前から耕作放棄状態であり、今後も耕作の見

	込みがないため、農地以外の別用途で活用していくことを希望し、この度太陽光事業者に譲り渡すとのことです。 前回手続き中であった農振農用地区域の除外申請についても、この１月中に除外が認められたということで問題はないと思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について欠席委員の方々からの意見はありませんでしたか。
事務局	欠席委員からの意見は特にありませんでした。以上です。
議長	それでは、当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、１件ずつお諮りします。 議案第６号「事業計画変更承認について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第６、議案第６号「事業計画変更承認について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第７、議案第７号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。 続いて、議案第８号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、日程第８、議案第８号「農地法第５条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。

	続いて、日程第 9、報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第 1 号について、ご報告いたします。 市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができ、この度農地法第 5 条の届出が 2 件ありましたことを報告とします。 以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で本日の日程はすべて終了しました。 引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	次回の農業委員会は 2 月 2 1 日（月）に開催予定です。 議案については 2 月 1 0 日（木）以降に事務局から送付予定です。 以上をもちまして、令和 4 年第 1 回熊野町農業委員会を閉会します。